

令和6年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年2月9日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

令和6年2月9日（第1号）

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
議事日程（第1号の2）	2
会議に付した事件	3
議事等の経過	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	5
議案第 1号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部の改正について	7
議案第 2号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第2号）	1 2
議案第 3号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算（第2号）	1 4
議案第 4号 令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	1 7
議案第 5号 令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算	2 0
議案第 6号 監査委員の選任同意について	2 4
議長の辞職について	2 6
議長の選挙	2 7

令和6年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

令和6年2月9日 金曜日

招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

開会及び閉会の日時

開会 令和6年2月9日 午後1時30分

閉会 令和6年2月9日 午後2時43分

出席議員（29人）

1番	小松雅和	2番	小野欽市
3番	渡辺敏明	4番	樋口龍馬
5番	福井敏人	6番	藤原清史
7番	近田雄一	8番	坂口秀夫
9番	平野勝弘	10番	富田薫
12番	山中智博	13番	細矢一宏
14番	下村新吾	15番	山本伸治
16番	河村孝	17番	久保智司
18番	岡正光	19番	中村孝司
21番	近森正利	22番	三輪一雅
24番	諸岡高幸	26番	城田政幸
27番	久保行央	31番	中村忠彦
32番	服部吉人	33番	上村久仁
34番	尾上壽一	35番	大畑大覚
36番	向井建雄		

欠席議員（6人）

11番	杉野浩二	20番	宮崎寿
23番	水谷俊郎	25番	矢野純男
29番	大森正信	30番	小林豊

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 今井昇治 書記 大西杏子
書記 川本航也

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	森 智 広	副広域連合長	橋 爪 政 吉
副広域連合長	加 藤 隆	監 査 委 員	森 谷 実 徳
事 務 局 長	松 下 康 典	会 計 管 理 者	川 合 清 久
総務企画課長	今 井 啓 人	事 業 課 長	安 田 薫
事業課主幹	源 口 雅 之	事業課主幹	大 田 より子
事業課主査	工 藤 慎 介		

議事日程（第1号）

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 議席の指定 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 諸般の報告 | |
| 第4 | 会期の決定 | |
| 第5 | 議案第1号 | 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について |
| 第6 | 議案第2号 | 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 第7 | 議案第3号 | 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第8 | 議案第4号 | 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第9 | 議案第5号 | 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第10 | 議案第6号 | 監査委員の選任同意について |

議事日程（第1号の2 追加）

- | | |
|-----|-----------|
| 第11 | 議長の辞職について |
| 第12 | 議長の選挙 |

会議に付した事件

議事日程（第1号）

第1～第10 議事日程のとおり

議事日程（第1号の2 追加）

第11～第12 議事日程のとおり

議事等の経過

○書記（今井昇治君）

書記の今井と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜り、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年11月に開催いたしました令和5年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。

伊勢市の藤原清史議員でございます。

○議員（藤原清史君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（今井昇治君）

続きまして、桑名市の富田薫議員でございます。

○議員（富田薫君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（今井昇治君）

また、本日欠席の御連絡をいただいておりますが、新たに選出されました議員といたしまして、伊賀市の宮崎寿議員を御紹介させていただきます。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

それでは、令和6年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、樋口議長よろしくお願ひいたします。

午後1時33分、開会

○議長（樋口龍馬君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、29名であります。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ち、一言申し上げます。

去る2月7日、明和町の世古口哲哉議員が逝去されました。

ここに、皆様とともに謹んで黙とうをささげ、哀悼の意を表しまして、心よりお悔やみ申し上げたいと思います。

○事務局長（松下康典君）

皆様、ご起立願います。黙とう。

（黙とう — 30秒）

お直りください。

ご着席願います。

○議長（樋口龍馬君）

次に、広域連合長から招集の御挨拶があります。

○広域連合長（森智広君）

皆様こんにちは。連合長を務めさせていただいております四日市市長の森でございます。よろしく願いいたします。

まず、はじめに当議会の議員を務めておられました世古口明和町長のご冥福をお祈りいたします。

本日は、令和6年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の一部改正が1件、令和5年度補正予算が2件、令和6年度当初予算が2件、監査委員の選任同意が1件の計6議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午後1時39分、開議

○議長（樋口龍馬君）

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（樋口龍馬君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第107条の規定により、議席番号14番、下村新吾議員、議席番号22番、三輪一雅議員を指名いたします。

○議長（樋口龍馬君）

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。

伊勢市の品川幸久議員、桑名市の南澤幸美議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしました。

次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

○議長（樋口龍馬君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（樋口龍馬君）

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

令和6年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

医療保険制度を取りまく状況は、急速な少子化や高齢者人口の増加、医療費の拡大、現役世代の負担増大などにより、極めて厳しい状況が続いています。

令和5年12月22日に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」では、超高齢社会への備えを確かなものにするとともに、人口減少に対応していく観点から、特に2025年までに75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて全ての世代で増加する医療費、介護費を公平に支え合うことができるよう、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直しを図る必要があります、これまでの社会保障の制度改革や歳出の見直しに取り組むとされました。

そのような状況の中、当広域連合では、人生100年時代を見据え、持続可能で安定した制度運営を目指して、財政基盤の確立や効率的な事務処理、データヘルス計画による医療費適正化などを進めてまいります。

「財政基盤の確立」については、交付金・補助金制度等を最大限活用するとともに、保険料収納率の向上、また、負担能力に応じて全ての世代で医療費を公平に支え合う国の方向性も踏まえて、適正な保険料率を設定してまいります。

「効率的な事務処理」については、引き続き保険証機能を有したマイナンバーカードの普及とオンライン資格確認の活用を促進していくとともに、事務処理のデジタル化を進めて効率的な運営に努めてまいります。

「医療費適正化」については、令和6年度から新たに始まる第3期データヘルス計画に基づき、健診受診率の向上や、生活習慣病予防対策、フレイル予防対策、医療費適正化に取り組みます。また、県内市町や関係機関と協力連携して「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」を効果的に展開し、健康寿命の延伸につなげてまいります。

最後になりますが、当広域連合といたしましては、今後も県内29市町や関係機関と緊密に連携しながら、被保険者の方々が安心して医療を受けられ、健康寿命の延伸が図れるよう、各種事業に鋭意取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（樋口龍馬君）

日程第5、議案第1号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第1号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」は、令和6年度及び令和7年度の保険料の所得割率、被保険者均等割額並びに賦課限度額を定め、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、流行初期医療確保拠出金等の納付、また、低所得者の負担軽減の拡充などに対応するため、所要の改正を行うもので、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

詳細については、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（松下康典君）

議長。

○議長（樋口龍馬君）

事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第1号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」、御説明申し上げます。

後期高齢者医療の保険料は、2年ごとに見直しを行うこととなっております。

保険料の賦課額は「所得割率」と「被保険者均等割額」により算出し、それぞれの後期高齢者医療広域連合で定めることとされております。

この「所得割率」と「被保険者均等割額」は、現行条例では令和4年度及び令和5年度について定めておりますことから、これを令和6年度及び令和7年度の「所得割率」と「被保険者均等割額」に改めるものです。

今回の改定は、少子高齢化が急速に進む中、被保険者数及び医療給付費が急激に増加しておりますこと、また、人口減少に対応した全世代型社会保障制度の構築に伴う後期高齢者医療の負担増などにより、全国的に厳しいものとなっております。

それでは恐れ入りますが資料番号③の最後のページ、参考資料「令和6年度・7年度 保険料率等について」をお願いします。まず、事業に係る費用①としまして、今後の医療給付費及び被保険者数の伸び率や保健事業費、審査支払手数料、葬祭費などのほか、新たに導入されます出産育児支援金、更には診療報酬改定の影響なども見込んで積算しております。

令和6年度及び令和7年度の2年間に必要な費用①は、5,181億5,

949万7,583円となり、令和4年度及び令和5年度の2年間と比較して約6.5%の伸びとなりました。

その費用から市町・国庫・県支出金、支払基金交付金などの収入②4,555億2,473万1,196円と、令和5年度末における剰余金見込額③39億4,771万7,670円を差し引きますと、保険料収納必要額④が586億8,704万8,717円となります。

これまでの実績から予定収納率を99.5%として、保険料賦課総額が589億8,195万8,510円となりましたものです。

このように算出しました保険料賦課総額を、国から示された比率をもとに所得割と均等割に案分し、被保険者全員の総所得額や被保険者数の推計をもとに試算を行いました結果、所得割率を9.82%に、被保険者均等割額を48,903円に改正しようとするものです。

なお、現行と比較しますと、所得割率は0.83%、被保険者均等割額は4,314円の引き上げとなります。

恐れ入りますが、資料番号③の最初のページをお願いいたします。

改正内容でございますが、所得割率を100分の9.82に、被保険者均等割額を48,903円に、保険料賦課限度額を80万円に改め、また、後期高齢者医療制度でも出産育児一時金に要する費用の一部を支援するもの、感染症の予防等への支援として、流行初期医療確保拠出金等を納付するものに改めます。

更に、低所得者に対する保険料の被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の判定基準を見直して、29万円を29万5千円に、53万5千円を54万5千円に改めるものでございます。

恐れ入りますが、次のページをお願いします。

なお、激変緩和の経過措置として、賦課限度額については、施行後1年以内に新たに75歳に到達する方を除き、2年かけて段階的に引き上げることとし、令和6年度は73万円とします。

また、令和5年の総所得金額等が58万円を超えない方は、令和6年度の賦課限度額を67万円、所得割率を100分の9.07とし、更に現役世代の負担上昇を抑制するために、後期高齢者負担率は100分の12.24とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（樋口龍馬君）

説明はお聞き及びのとおりであります。

本件についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○議員（中村孝司君）

議長。

○議長（樋口龍馬君）

19番中村議員。

○議員（中村孝司君）

今回の保険料の改定により1人あたりの年平均保険料はいくらくらい上がるのですか。

○事務局長（松下康典君）

議長。

○議長（樋口龍馬君）

事務局長。

○事務局長（松下康典君）

はい。現行では1人あたりの年平均保険料は、約7万円でございますが、これが改定後になりますと約7万7千円になりまして約1割程上がる試算となっております。

○議員（中村孝司君）

議長。

○議長（樋口龍馬君）

中村議員。

○議員（中村孝司君）

1人あたり、わたしはね、いくら上がるかと聞いているんですけど。平均でいくら上がるんですか。増額になるのですか。

○事務局長（松下康典君）

議長。

○議長（樋口龍馬君）

事務局長。

○事務局長（松下康典君）

1人あたりの平均ということで、先ほども申し上げましたが、現行が1人あたり年間で7万円かかっているところが7万7千円ということで、平均では7千円程上がることとなります。

○議員（中村孝司君）

議長。

○議長（樋口龍馬君）
中村議員。

○議員（中村孝司君）
私が教えていただいた額と違うんですけど。私がいただいた資料ですと6,502円になっているんですけど。それで間違いございませんか。

○事務局長（松下康典君）
議長。

○議長（樋口龍馬君）
事務局長。

○事務局長（松下康典君）
すみません、その資料はどちらの資料をご覧になっておりますのでしょうか。申し訳ございません。

○議員（中村孝司君）
議長。

○議長（樋口龍馬君）
中村議員。

○議員（中村孝司君）
令和6年11月17日の運営検討会議でお示しいただいた額であります。違いますか。

○事務局長（松下康典君）
議長。

○議長（樋口龍馬君）
事務局長。

○事務局長（松下康典君）
今回の保険料の試算につきましては、2回行ってございまして、1回目は11月に行っておりますのと、それと2回目は12月、年末に国から最終の係数等が示されたのをふまえ試算を行ってございまして、それが先ほど申しあげました金額でございます。

○議員（中村孝司君）
議長。

○議長（樋口龍馬君）

中村議員。

○議員（中村孝司君）

ここでなんべんも言っているとはいけませんので、こういう保険料の改定を行う場合には、もっと詳しい議会資料を付けていただいた方がみなさん分かると思うんです。これ帰って説明する際、私ら説明できませんので、きちんとした議会資料を付けていただきたいというのと、今後、保険者の理解を得るためにも収納率を上げることはもとより歳出の削減等を今まで以上に努めていただきたいと思います。質問をこれで終わります。

○議長（樋口龍馬君）

資料を作成するにあたってはですね、算定にあたった経緯、経過が理解できるようにというご意見と受け止めましたが、中村議員、それでよろしいか。

○議員（中村孝司君）

はい。

○議長（樋口龍馬君）

事務局、よろしいか。事務局長。

○事務局長（松下康典君）

大変申し訳ございませんでした。今後は、保険料の改定もそうですけども、関係資料についてはできる限り詳しいものを作成し説明させていただきますようにいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（樋口龍馬君）

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

討論なしと認めます。

これもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（樋口龍馬君）

議事日程に従いまして会議を続けます。

日程第6、議案第2号、令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第2号についてご説明申し上げます。

「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,436,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,776万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（松下康典君）

議長。

○議長（樋口龍馬君）

事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第2号「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号④の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、416万2千円の減額で、議会費及び総務費の執行見込額の減によるものでございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、88万7千

円の減額で、補助対象となる保険者インセンティブ等対象経費の減によるものでございます。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金 第1目 財政調整基金繰入金は、299万1千円の増額で、備品購入費のほか、財源調整によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は347万8千円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、2千円の増額で、歳計現金預金利息の増額見込みによるものでございます。

第2項 雑入、第1目 雑入は、1万4千円の増額で、雇用保険の実費弁償分の増額見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、38万1千円の減額で、議員の報酬、費用弁償及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、183万4千円の増額で、主なものといたしましては、13ページ、14ページをお願いいたします。

テレビ会議用機器、会議室机等の庁用器具購入による備品購入費の計上及び地方財政法に基づく前年度繰越金の2分の1を財政調整基金へ積立てるものでございます。

第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費は、1万2千円の増額で選挙管理委員の費用弁償の増額見込みによるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、2万9千円の減額で、監査委員報酬及び費用弁償の減額見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口龍馬君）

説明はお聞き及びのとおりであります。

本件についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第2号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（樋口龍馬君）

日程第7、議案第3号、令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第3号について御説明申し上げます。

「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46億2,902万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,574億9,812万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（松下康典君）

議長。

○議長（樋口龍馬君）

事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第3号「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑤の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、1億5,708万9千円の減額で、総務費及び保健事業費の執行見込の減及び前年度負担金精算によるものでございます。

第2目 保険料等負担金は、5,405万5千円の減額で、保険基盤安定制度負担金の減額見込みによるものでございます。

第3目 療養給付費負担金は、1,442万2千円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、15億5,741万4千円の減額で、広域連合間における財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金の減額見込みによるものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億6,397万9千円の減額で、健康診査・歯科健康診査事業補助金の対象経費の執行見込の減によるものでございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1万円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除により、保険料減免措置に対する補助金が増額したものでございます。

第5目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、511万3千円の増額で、マイナンバーカードと保険証の一体化にかかる啓発経費に対する補助金確定による増でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第2目 高額医療費負担金は、6,292万7千円の増額で、前年度実績確定の精算によるものでございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、1億2,434万円1千円の減額で、対象となる療養給付費等の減に伴う減額によるものでございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、230万3千円の減額で、対象となる400万円を超えるレセプトの中で200万円以上の医療費分に対する交付金の減額によるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、250万2千円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額によるものでございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、43億1,984万1千円の減額で、前年度繰越金の確定に伴い減額するものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は110億1,513万9千円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第10款 諸収入、第2項 預金利子、第1目 預金利子は96万9千円の増額

で、歳計現金預金利息の増によるものでございます。

第3項 雑入、第2目 第三者納付金は、1億841万2千円の減額で、第三者行為損害賠償金の減額によるものでございます。

第3目 返納金は、1,537万8千円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等の返納金の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、15億3,247万2千円の増額で、主なものは、通信運搬費及び事務処理機器借上料の実績見込みによる減と、後期高齢者医療事業運営基金への積み立てによる増でございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第2目 療養費は、2億1,779万3千円の減額で、各種療養費の実績見込額の減によるものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2款 医療給付費、第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、2億5,943万3千円の増額で、被保険者に支給する高額療養費の実績見込額の増によるものでございます。

第2目 高額介護合算療養費は、1億830万3千円の減額で、実績見込額の減によるものでございます。

第3目 高額療養費（外来年間合算）は、212万3千円の増額で、被保険者に支給する実績見込額の増によるものでございます。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、5,540万円の減額で、葬祭費支給件数の実績見込の減によるものでございます。

第2目 傷病手当金は、141万6千円の減額で、新型コロナウイルスに感染した被用者に対し支給する傷病手当金の実績見込額の減によるものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、289万5千円の減額で、拠出金が確定したものでございます。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第2目 その他健康保持増進費は、1億4,481万6千円の減額で、主なものは、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施委託料の減によるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第2目 保険料還付金は、1,003万2千円の増額で、過年度保険料還付金の実績見込額の増によるものでございます。

第3目 償還金は、33億5,558万9千円の増額で、前年度実績の確定に伴う国庫支出金等の精算による増でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口龍馬君）

説明はお聞き及びのとおりであります。
本件についての質疑を集めます。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（樋口龍馬君）

日程第8、議案第4号、令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計
予算を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第4号について御説明申し上げます。
「令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予
算の総額を、歳入歳出それぞれ2億4,490万8,000円とするもので、
前年度比、940万4,000円の増額であります。
また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし

書の規定により、同一款内での各項相互とするものであります。
詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（松下康典君）
議長。

○議長（樋口龍馬君）
事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第4号「令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑥の7ページ、8ページをお願いいたします。
歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、2億1,969万円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町の負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、1,367万9千円の計上で、保険者インセンティブ対象経費及び住民、医療関係者等の「意見を聞く場」としております「運営協議会」の運営経費等に対する補助金でございます。

第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1千円の計上で、財政調整基金の利子でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、1,139万6千円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1千円の計上で、前年度繰越金でございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、1千円の計上で、歳計現金の預金利子でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 雑入、第1目 雑入は、14万円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、81万円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、2億4,332万3千円の計上で、主なものとしたしましては、特別職や会計年度任用職員5名分の報酬、再任用職員2名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、次に15ページ、16ページをお願いいたします。

出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計システムの保守点検、文書管理システム等内部事務システム構築業務などの委託料、事務所や事務処理機器等の借上料などの使用料及び賃借料、事務用備品の購入などの備品購入費、次に17ページ、18ページをお願いいたします。

広域連合派遣職員人件費負担金などの負担金等でございます。

第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費は、10万円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償でございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、17万5千円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口龍馬君）

説明はお聞き及びのとおりであります。

本件についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（樋口龍馬君）

日程第9、議案第5号、令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第5号について御説明申し上げます。

「令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,594億1,004万3,000円とするもので、前年度比、65億4,181万円の増額であります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、90億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内での各項相互とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（松下康典君）

議長。

○議長（樋口龍馬君）

事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第5号「令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑦の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、11億7,413万3千円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目 保険料等負担金は、288億3,467万1千円の計上で、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金でございます。

第3目 療養給付費負担金は、202億4,391万7千円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律で定められた定率の負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金は、607億3,175万1千円の計上で、こちらも法で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、15億2,338万円の計上で、こちらも法で

定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、218億2,623万4千円の計上で、広域連合間における被保険者の所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、2億7,538万4千円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1千円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除による、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金は、202億4,391万7千円の計上で、法で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、15億2,338万円の計上で、こちらも法で定められた定率の負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 財政安定化基金支出金、第1目 財政安定化基金交付金は、1千円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、1,000億2,676万8千円の計上で、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、7,898万円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトを対象として、200万円を超える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1千円の計上でございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、26億1,751万7千円の計上で、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るための繰入金でございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1千円の計上でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第9款 県財政安定化基金借入金、第1項 県財政安定化基金借入金、第1目 県財政安定化基金借入金は、1千円の計上で、県の財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1千円の計上でございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子は、1千円の計上でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第3項 雑入、第1目 違約金及び延納利息は、1千円の計上、第2目 第三者納付金は、3億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目 返納金は、1,000万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分等の返納金でございます。

第4目、雑入は、1千円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、9億3,372万1千円の計上で、主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、広域連合電算処理システム事業などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金などでございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費等は、2,495億746万1千円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担分でございます。

第2目 療養費は、15億5,245万2千円の計上で、鍼灸、あんま、マッサージ等、柔道整復師の施術などに係る保険者負担分でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3目 移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目 審査支払手数料は、5億7,593万5千円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、25億7,929万4千円の計上で、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目 高額介護合算療養費は、2億8,093万5千円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第3目 高額療養費（外来年間合算）は9,141万1千円の計上で、外来療養に係る年間の自己負担額の合算が一定額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、10億6,500万円の計上で、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給するものでございます。

第2目 傷病手当金は10万円の計上でございます。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、1億470万3千円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金への拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、1億836万円の計上で、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款 支払基金拠出金、第1項 支払基金拠出金、第1目 出産育児支援金は、3億9,147万1千円の計上で、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する支援金でございます。

第2目 流行初期医療確保拠出金等は1千円の計上で、感染症予防等への支援金でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、16億4,291万5千円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目 その他健康保持増進費は、3億4,780万円の計上で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業をはじめ、市町が行う在宅者への訪問歯科健診等の推進事業などに対する補助金でございます。

第7款 公債費、第1項 公債費、第1目 一時借入金利子は、281万3千円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 還付加算金は、42万円、第2目 保険料還付金は、2,500万円の計上でございます。

第3目 償還金は、1千円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。

第9款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口龍馬君）

説明はお聞き及びのとおりであります。

本件についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（樋口龍馬君）

日程第10、議案第6号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

議席番号13番、細矢一宏議員に関する案件であるため、地方自治法第117条の規定により、細矢一宏議員は、本案の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔細矢一宏君 退場〕

○議長（樋口龍馬君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第6号について御説明申し上げます。

監査委員の選任同意については、議会議員のうちから選任する監査委員が現在空席となっております。

つきましては、議会議員のうちから選任する監査委員に細矢一宏議員を選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口龍馬君）

説明はお聞き及びのとおりであります。

本案についての質疑を集めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

質疑なしと認めます。
これもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

討論なしと認めます。
これもちまして、討論を終わります。
これより議案第6号について、採決を行います。
議案第6号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口龍馬君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、同意することに決しました。
細矢一宏議員の入場を許可いたします。

〔細矢一宏君 入場〕

○議長（樋口龍馬君）

細矢一宏議員に申し上げます。
議案第6号監査委員の選任同意については、同意することに決しましたので
御報告いたします。

○議長（樋口龍馬君）

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。
自席で、しばらくお待ちください。

午後2時30分 休憩

午後2時32分 再開

○副議長（向井健雅君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に樋口龍馬議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職願を議会書記に朗読させます。

○書記（今井昇治君）

議長辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和6年2月9日、三重県後期高齢者医療広域連合議会議長樋口龍馬。以上でございます。

○副議長（向井健雅君）

なお、地方自治法第117条の規定による除斥のため、樋口議長は退席されておりますので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。

樋口龍馬議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、樋口龍馬議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

退席中の樋口議員の入場を許可いたします。

〔樋口龍馬君 入場〕

○副議長（向井健雅君）

前議長、樋口議員からご挨拶がございます。

○議員（樋口龍馬君）

先ほど、辞職をお認めいただきました樋口でございます。この広域連合の議長という職は、三重県市議会議長会の会長がこれをあたるという申合せがございまして、機会をいただいて立場を全うさせていただきました。その中でです

ね、感じたことがございまして、少しお時間を頂戴したいと思います。あて職という言葉がよくございます。しかし先ほどご同意をいただきました予算をみていただきますと、大変大きな予算でありますし、また高齢者のみなさんの命を守る大切な役割を担う連合会であります。さらにその原資には高齢者から集めている保険料、そして現役世代から集めている保険料、さらには加盟をされている自治体のみなさんから繰り入れていただいた貴重な税を使って成り立っている制度であります。その制度を実施するにあたり、あて職だからという風に参加をしてもよいのかというところに、非常に自分としては、思いを寄せさせていただいたことがございました。それは、決算にかかる議会の中で監査を担当された議選の坂口監査がご不在の中、そして議長の職を預かる私が不在の中、決算の審査が進められてしまったというところであります。このような状況を看過してよいのかということで事務局には苦言をしっかりと申し述べさせていただきました。あて職だから、ここに参加するから、ここに議案があるから、これを粛々と認めていく議会であってはならないということを強く述べさせていただきました。みなさんは、本日、審議をしていただいた議案について知らなかったでは済まない立場になることは、先の中村議員からの質問からも、これは当然のことであります。そのような責務を負う中で、果たしてあて職だからといって漫然と臨んでいいのかというところに、私は非常に大きな疑問を感じました。ですので、厳しく言わせていただいた。先に述べさせていただきましたとおりであります。今後の広域連合の事業がさらに高齢者のみなさんにとって益あるものとなるよう、その結果として三重県にお住まいの受益高齢者のみなさんがいきいきと活躍できる社会となりますことを心中よりご祈念申し上げまして退任にあたってのごあいさつとさせていただきたいと思っております。大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（向井健雅君）

大変貴重なご意見をありがとうございました。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推

選によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、坂口秀夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、坂口秀夫議員を議長の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂口秀夫議員が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました坂口秀夫議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、坂口議長と交替いたします。

皆様方のご協力、誠にありがとうございました。

○議長（坂口秀夫君）

失礼いたします。広域連合議会議員をさせていただいております松阪市議会議長の坂口でございます。

今、樋口議長さんの方からお話しがございましたように、私もいろいろな面において樋口議長さんと共通する点がございます。今後、議会運営についてですね、努力して参りたいと思いますので、みなさま方のご指導、ご協力を賜りまして議会運営がさらに進みますことをお願い申し上げまして、ご挨拶にかえ

させていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

これより、議長を務めさせていただきます。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

令和6年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時43分 閉会